

議案第 81 号

飯能市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

飯能市介護保険条例（平成 12 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「第 1 号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成 29 年 11 月 24 日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第14条 市長は、被保険者、<u>被保険者の</u>配偶者若しくは<u>被保険者の</u>属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>第14条 市長は、被保険者、<u>第1号被保険者の</u>配偶者若しくは<u>第1号被保険者の</u>属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p>

附則

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日

二 第一条中介護保険法第五十二条及び第五十三条の改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条第一項及び第二十四条第三項の改正規定、同法附則第十一条及び第十二条の改正規定並びに同法附則第十三条を同法附則第十五条とし、同法附則第十二条の次に二条を加える改正規定、第二条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成十八年旧介護保険法」という。）第五百五十二条及び第五百五十三条の改正規定、平成十八年旧介護保険法第二百二条第一項、第二百三条第一項及び第二十四条第三項の改正規定、平成十八年旧介護保険法附則第二条を加える改正規定並びに第五条の規定（健康保険法第八十八条第一項の改正規定を除く。）並びに附則第三条から第六条まで、第十八条から第二十一条まで、第二十四条、第二十五条及び第四十四条の規定 平成二十九年七月一日

三 第一条中介護保険法第四十九条の二、第五十条、第五十九条の二、第六十条及び第六十九条の改正規定並びに第二条中平成十八年旧介護保険法第四十九条の二、第五十条及び第六十九条の改正規定並びに附則第十七条及び第二十二條の規定 平成三十年八月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、第八条の規定による改正後の社会福祉法第六十条の三第一項に規定する体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(被用者保険等保険者等に係る介護給付費・地域支援事業支援助納付金に関する経過措置)

第三条 平成二十八年以前各年度における被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七條第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。）及び健康保険法第二百三條第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会（以下「日雇特別被保険者の保険の保険者」としての協会）という。）に係る介護保険法の規定による概算納付金及び確定納付金については、なお従前の例による。

第四条 平成二十九年における被用者保険等保険者に係る介護保険法の規定による概算納付金の額は、第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の介護保険法（以下「第二号新介護保険法」という。）第五百五十二条第一号及び附則第十一条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第一条の規定による改正前の介護保険法（以下「第二号旧介護保険法」という。）附則第十一条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

2 平成二十九年における日雇特別被保険者の保険の保険者としての協会に係る介護保険法の規定による概算納付金の額は、第二号新介護保険法第五百五十二条第一号第二号の規定にかかわらず、同号の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第二号旧介護保険法附則第十一条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第五条 平成二十九年における被用者保険等保険者に係る介護保険法の規定による確定納付金の額は、第二号新介護保険法第五十三条第一号及び附則第十二条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第二号旧介護保険法附則第十二条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

2 平成二十九年における日雇特別被保険者の保険の保険者としての協会に係る介護保険法の規定による確定納付金の額は、第二号新介護保険法第五十三条第二号の規定にかかわらず、同号の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第二号旧介護保険法附則第十二条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第六条 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第九十九号）による社会保険診療報酬支払基金（附則第二十一条第一項において「支払基金」という。）は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後遅滞なく、平成二十九年における各被用者保険等保険者及び日雇特別被保険者の保険の保険者としての協会に係る介護保険法の規定による介護給付費・地域支援事業支援助納付金（次項において「納付金」という。）の額を変更し、当該変更後の額を通知しなければならない。

2 介護保険法第五十五条第三項の規定は、前項の規定により納付金の額の変更がされた場合について準用する。

(介護老人保健施設に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に存する第一条の規定（附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設（次条において「旧介護老人保健施設」という。）は、第一条の規定による改正後の介護保険法（以下「新介護保険法」という。）第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設（次条及び附則第二十八條において「新介護老人保健施設」という。）とみなす。

第八条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において旧介護老人保健施設に入所し、旧介護保険法第四十八條第一項の施設介護サービス費を受けていた介護保険法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者（以下この条において「要介護旧入所者」という。）については、施行日以降引き続き前条の規定により新介護老人保健施設とみなされた当該旧介護老人保健施設に入所している間（当該旧介護老人保健施設に係る介護保険法第四條第一項の規定による許可の取消しその他やむを得ない理由により、当該旧介護老人保健施設から継続して一以上の他の新介護老人保健施設に入所した要介護旧入所者であつては、当該他の新介護老人保健施設に継続して入所している間を含む。）は、新介護保険法第八條第二十八項の要介護者であつて、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようするための支援が必要である者である要介護被保険者とみなして、新介護保険法第四十八條の規定を適用する。

(共生型居宅サービス事業者等に関する経過措置)

第九条 施行日から起算して一年を超えない期間内において新介護保険法第七十二条の二第一項各号に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準をもつて、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

第十条 施行日から起算して一年を超えない期間内において新介護保険法第七十八條の二の二第一項各号に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準をもつて、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

第十二条 施行日から起算して一年を超えない期間内において新介護保険法第一百五條の二の二第一項各号に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準をもつて、当該市町村の条例で定められた基準とみなす。



参考

(抜粋)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年六月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第五十二号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

(介護保険法の一部改正)

第一条 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二款 介護老人保健施設(第九十四条―第一百五十五条)」を「第二款 介護老人保健施設(第九十四条―第六十六条)」に、「第九十四条―第六十六条」を「第九十四条―第六十六条」に改める。

4 国及び地方公共団体は、前項の規定により同項に掲げる施策を包括的に推進するに当たっては、障害者その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図るよう努めなければならない。

第五條の二の見出し中「調査研究の」を「施策の総合的な」に改め、同条中「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。以下同じ。」を削り、「応じた」の下に「リハビリテーション及び」を、「ともに」の下に「認知症である者を現に介護する者の支援並びに」を加え、「講ずるよう」を「講ずることその他の認知症に関する施策を総合的に推進するよう」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

国及び地方公共団体は、認知症(脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。以下同じ。)に対する国民の関心及び理解を深め、認知症である者への支援が適切に行われるよう、認知症に関する知識の普及及び啓発に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、前項の施策の推進に当たっては、認知症である者及びその家族の意向の尊重に配慮するよう努めなければならない。

第八条第八項及び第十項中「介護老人保健施設」の下に、「介護医療院」を加え、同条第二十五項中「及び介護老人保健施設」を、「介護老人保健施設及び介護医療院」に改め、同条第二十六項中「及び介護保健施設サービス」を、「介護保健施設サービス及び介護医療院サービス」に、又は介護老人保健施設を、「介護老人保健施設又は介護医療院」に改め、同条第二十八項中「要介護者」の下に「であつて、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者」を加え、「同じ」を「単に「要介護者」という」に改め、同条に次の一項を加える。